

## 全国釣竿公正取引協議会会費規則

この規則は、全国釣竿公正取引協議会規則第6条により定めたものである。

### 1. 会費区分

(1) 会費は、次に規定する①基本会費と②比例会費を合計した金額とする。

①基本会費（月額3,000円×12ヶ月＝36,000円）

②比例会費（釣竿の国内向売上高 × 5/10,000）

(2) 釣竿の国内向売上高の報告は、会員が定める「売上高報告書」（以下「報告書」という。）に基づき、自主申告するものとする。

### 2. 報告書の提出および会費の徴収方法

報告書の提出期限および会費の徴収方法は、次表のとおりとする。

会費・区分	基本会費		比例会費			
	上期 (4～9)	下期 (10～3)	第1四半期 (1～3)	第2四半期 (4～6)	第3四半期 (7～9)	第4四半期 (10～12)
国内売上高 報告書 提出締切日	—	—	5月10日	8月10日	11月10日	2月10日
請求書 発送日	5月15日	11月15日	5月15日	8月15日	11月15日	2月15日
会費 納付期限日	6月末	12月末	6月末	9月末	12月末	3月末

### 3. 会費に係る会員の履行義務

(1) 会費は、当協議会を運営する原資のため、全会員が負担しなければならない。

(2) 比例会費は、会員の公正負担の原則に基づき、その算出基礎となる報告書の提出を義務付けることとし、止む得ない場合を除き、未提出会員に対しては、報告書提出締切日後1ヶ月の猶予期間を設ける。

(3) 猶予期間を過ぎても未提出の場合は、その後開催される理事会において、当該会員の比例会費負担額を定めることができることとする。

ただし、その負担額を算出する際は、当該会員の前年度報告実績若しくは事業規模等を参考にして定めることとする。

(3) 猶予期間を過ぎても未提出の場合は、比例会費額の算出根拠がないので同年度の基本会費と同額の負担をお願いする。

### 4. 会計に係る税制上の会計処理

会員が納付する「①基本会費」および「②比例会費」は、いずれも損金扱いで会計処理することができる。

### 附則

この規則は、平成21年3月11日より施行する。